代理人：菊池　紘弁護士からの意見陳述

東京高裁判決と全国事件

市川工場事件東京高裁が明らかにしたものと、それを踏まえた全国事件の審理のあり方について述べる。ここで述べることは、要するに、市川工場事件東京高裁判決を踏まえると、救済方法としての累積された格差の将来へ向けた是正が許されるし、本件においてそうした救済が求められているということである。

１、累積格差の将来へ向けた是正が求められていること

市川工場事件東京高裁判決は、都労委、中労委、東京地裁がすべて否定した賃金・職能等の外形的格差を初めて認めた。判決は事業所採用者コースでの職分における有意の格差を否定したが、号給についての有意の格差を認めた。しかし、ここでの全国事件では、号給の格差のみでなく、明らかに職分における有意の格差が存在する。その格差は市川工場事件では年間で２５万円前後（年収約４００万円のうち）にすぎないが、ここでは年収でおおむね１２０万円を超え（最大で２２４万円)、賃金月額で５.５か月分（年収平均４２０万円のうち）に及ぶ。ここに二つの事件の大きな違いがある。

そして高裁判決は、不当労働行為の実効性を確保する見地からは、労働委員会は、その裁量により、累積された格差を将来に向け是正することができるとした。

「救済申し立ての対象となる年度については昇格・昇号給が適正に行われたとしても、過去の累積した不利益な結果（格差）を補てんするような是正措置がない限り、従前の格差は解消されないまま残存する結果になるということはできる。したがって、不当労働行為救済の実効性を確保する見地からすれば、労働委員会は、その裁量により、その差別の（過去の格差の）是正を命じることができるというべきである」と。

２、不当労働行為の成否についての判断とその救済方法

東京高裁判決が、その結論として「本件において、被控訴人（中央労働委

員会）が、このような救済対象となる行為から時間的に大きく離れた時点に生じたとみられる格差の是正は行えないとの前提で、その不当労働行為該当性について審理しなかったことにつき、裁量権の行使に違法があるとみる余地はない」としたことは、どう理解されるべきであろうか。

ここでは、労働委員会の裁量にかかわって、不当労働行為の成否についての審理・判断の問題とその救済方法の問題の混乱がある。高裁判決では号給上の有意の格差が認められるとしているのであるから、これが不当労働行為意思によるものかどうかについて、労働委員会は判断しなければならない。これを審理判断するのは義務であり、裁量の問題ではない。時間的隔たりが小さくないときにも、審理・判断しなければならないのである。

他方で、不当労働行為が認められるときに、どのような救済をするか、その救済の内容については労使関係について熟知している労働委員会に幅広い裁量が認められる（第２鳩タクシー事件最高裁判決）。しかしこのような労働委員会の裁量はあくまでも救済方法の内容についてのものであり、不当労働行為の成否について審理・判断を回避する裁量や、不当労働行為が成立するのに救済しない裁量はないのである。

３、労働委員会の裁量

つぎに高裁判決の論理をふまえても、有意の累積格差が認められる場合に、遡って不当労働行為の成否について審理・判断することも労働委員会の裁量にまかされていることこそ重要である。

判決は、ほんらい不当労働行為の成否について審理・判断することが求められるところ、救済対象となる行為から時間的に大きく離れた時点に生じたとみられる格差の是正は行えないとの前提で、その不当労働行為該当性について審理しなかったとしても、裁量権の行使に違法はないとするのみである。逆に、ここで遡って審理・判断することも裁量の範囲のことである。

高裁判決が、ここで不当労働行為該当性について審理しないことも裁量の範囲とした前提には、職分・職級の差が取りあげられず、認められた格差が

号給のみで年収で２５万円前後のごく小さなものだった事実がある。これに対し、全国事件では認められる格差は職分・職級のそれで、年収でおおむね１２０万円を超え（最大で２２４万円）、賃金月額で５.５か月分（年収平均４２０万円のうち）に及ぶ大幅で明瞭な格差であって、到底これを無視することはできない。

職分上の大幅な外形的格差が顕著で、それだけ、この格差が組合活動を理由とした差別取り扱いによるものであろうという推定が強く働き、過去になされた差別格付と現在の職分・賃金の大幅な格差との関連の強固性が認められる全国事件では、原則に立ち返って、この格差が不当労働行為によるものかどうかについて、審理・判断しなければならないのである。

４、高裁判決の歴史的意義

東京高裁判決とこれを維持した最高裁判決の歴史的意義は、司法判断として明確に、賃金職分差別の不当労働行為の救済方法として、労働委員会はその裁量により、累積した格差を将来へ向けて是正することもできるとしたところにある。これは、なによりも、東京海上火災保険事件・都労委命令、石川島播磨重工事件・都労委命令、千代田化工建設事件・神奈川地労委命令、新日本石油化学事件・神奈川地労委命令と中労委命令、川崎重工事件・兵庫地労委命令、など各地の地労委と中労委で重ねられた救済の蓄積を、東京高裁も肯定した結果である。

また東京高裁の判断によれば、この場合、労使関係について専門的な知見を有する労働委員会は、この種の事件について、どのような審理をし、どのような救済をするかにつき、特段のことがない限り、その裁量に任されているというべきである。累積した格差の是正を命じるかどうかにつき、労働委員会は、どこまでさかのぼって審理するかについて、自由な裁量を有しているのである。

５、争議解決へ向けた労働委員会のイニシアティブを

長年にわたって都労委で労働者委員として役割を果たした戸塚章介氏の報

告書を提出したが、そこで氏はこういっている。「このように都労委は、この間数多くの賃金・昇格差別事件で使用者の不当労働行為を厳しく批判し、命令と関与和解を通じて、労働者の団結権を擁護する大きな役割を果たしてきた。そのなかで唯一の例外として明治乳業市川工場事件のみ申立を却下・棄却したのは大きな問題である。」「明治乳業全国事件の速やかな救済、あるいは都労委が主導する和解解決が求められている。申立人らが全員定年を迎え、志半ばでこの世を去る人が続いていることに鑑み一日も早い解決に向けて都労委が労を惜しまず努力されるよう切望する。」と。

私も長年にわたり労働者とともに、数多くの不当労働行為の救済を求めて労働委員会で争ってきた。その中でわが国における労働委員会の大きな役割を知ってきた。

石川島播磨重工の賃金差別争議は都労委の救済命令をうけ、中労委の和解で解決した。そのほかにも、日産は都労委の和解で解決したし、日本鋼管鶴見、日立など数限りない賃金差別の争議が労働委員会の関与和解等により解決を見ている。

賃金差別の大型争議は、この明治乳業を除いてすべて解決した。あらたに会長代理の先生がこの事件を担当されたのも、都労委として、残されたもっとも大きな事件として、この争議を重視してのことと理解している。この争議の解決のため、労働委員会が、労使双方の意向を踏まえながらも、早期の解決へ向けて、その強いイニシアティブを発揮されることを訴えて、私の意見とする。

以　上